



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

資料4

# 「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）」素案

---

## 【説明会資料】

# 地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）素案【制度の全体像①】

**条例制定の趣旨**

2050ゼロカーボンに向け、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する手順・基準等を設けることにより、地域と調和した太陽光発電事業の普及を図る

**対象事業**

地上設置型の太陽光発電事業  
(10kW以上)

**手続き  
・  
手法**

- ① 特定区域\*内での事業 ⇒ 県の許可制
- ② 50kW以上の大規模事業 (①を除く) ⇒ 県への事前届出制
- ③ その他の事業 ⇒ 市町村への事前届出制 (事務処理特例) ※ 市町村と要協議

\* 特定区域：  
 ・地域森林計画対象森林区域  
 ・土砂災害特別警戒区域  
 ・砂防三法区域  
 (地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地)

**内 容**

項 目		手続等の内容
① 地域住民等への説明		<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業着手前に<b>事業基本計画の提出を義務付け</b> (例：事業者名・規模、環境・景観配慮事項、災害対策、維持管理、地域社会に資する事項)</li> <li>○事業基本計画に関する<b>説明会の開催を義務付け</b></li> <li>○<b>地域住民等は事業基本計画について意見等の申し出が可能</b></li> <li>○意見等に対して<b>事業者は誠実な対応に努める</b> (合理的な理由を付して文書等で応答)</li> </ul>
② 安全確保措置	右の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>特定区域内では、安全基準等を満たさないものは事業禁止</b> (許可制)                      ・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・砂防三法区域</li> </ul>
	全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>斜度30度以上の急傾斜箇所その他災害のおそれのある箇所では、安全基準を満たさないものは事業禁止</b> (許可制 (A) ・措置の求め (B)(C) )</li> </ul>
③ 環境・景観の保全	右の区域 (50kW以上の事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>環境配慮区域*内では、事業による影響の整理、環境保全策の検討を義務付け</b> (アセス法・条例の対象事業については、アセス手続の実施をもって替える)</li> <li>○事業者は検討結果を住民に説明。地域住民等からの意見等に対して誠実な対応に努める</li> </ul> <p><b>* 環境配慮区域の例：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水源保全地区、水資源保全地域 ・国定公園、県立自然公園</li> <li>・自然環境保全地域 ・国有林、地域森林計画対象森林区域 等</li> </ul>
	全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>地域住民等は景観保全に関し意見の申し出が可能。事業者は誠実な対応に努める。</b> (例えば隣接の敷地境界からの離隔や敷地境界に植栽等を施すことなど、長野県景観条例に基づく基準等を参考に、事業者が検討すべき景観保全項目を整理)</li> </ul>

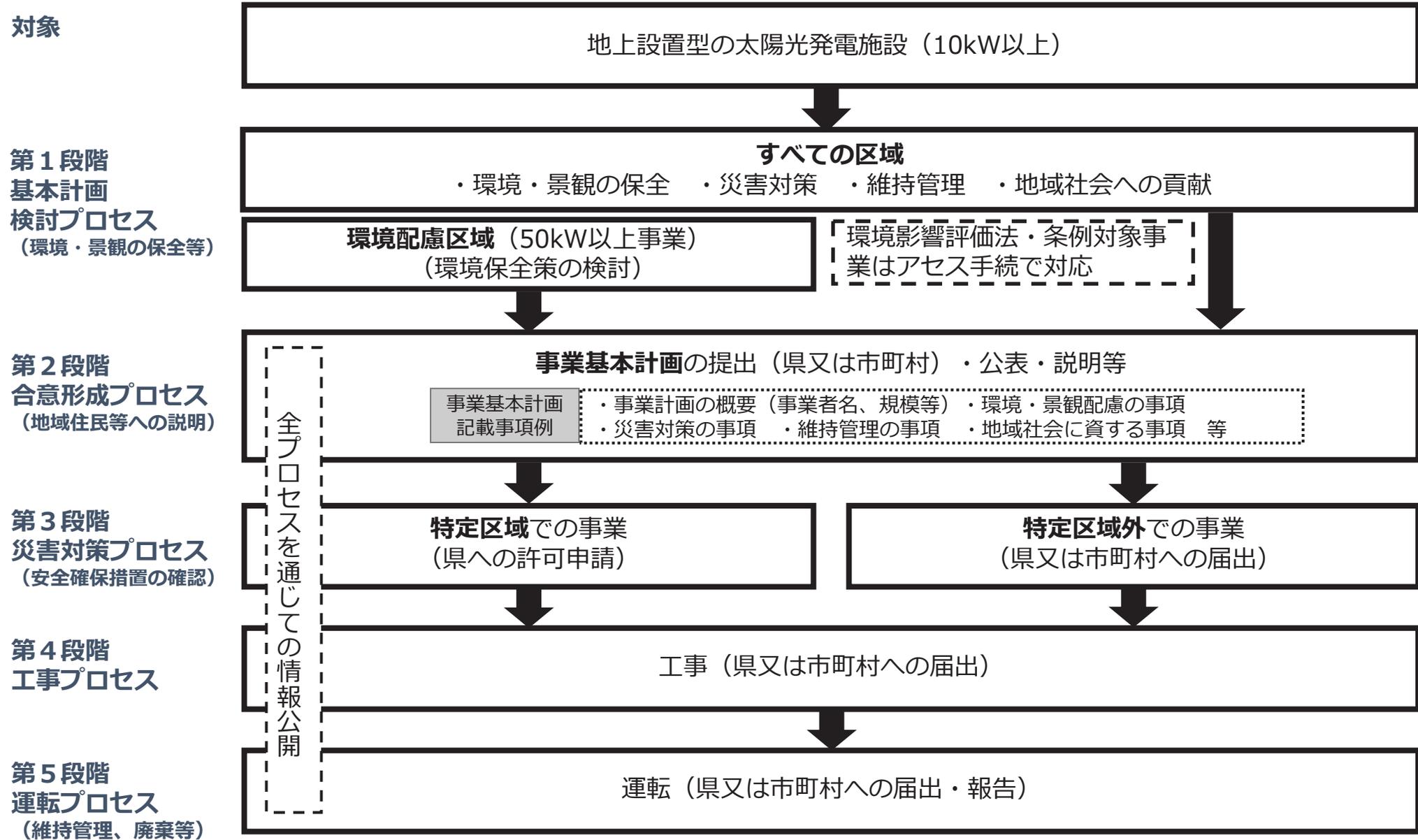
# 地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）素案【制度の全体像②】

内 容

項 目		手続等の内容
④法令遵守		<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令遵守の誓約</li> <li>○県内において現に太陽光発電事業に関する法・条例に違反又は処分を受けた者など、不正な行為をするおそれがある事業者の許可について、欠格期間を設定</li> </ul>
⑤維持管理、廃棄等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の連絡先など標識の掲示を義務付け</li> <li>○維持管理基準に従い、災害等の防止・環境の保全・良好な状態の維持・適正な廃棄に関する維持管理計画の提出を義務付け</li> <li>○維持管理計画に基づく管理状況について定期的な報告を義務付け</li> </ul>
⑥実効性の確保	手続・罰則等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事着手、計画変更、廃止等に関して事前の許可申請や届出を義務付け</li> <li>○指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告、措置命令、違反事実の公表、罰則（過料5万円以下）等</li> </ul>
	情報の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、県はその情報を公開し、事業の透明性を確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業基本計画の提出</li> <li>② 説明会の開催記録の提出</li> <li>③ 許可の申請・届出</li> <li>④ 工事（着手・完了）の届出</li> <li>⑤ 維持管理の結果の提出</li> <li>⑥ 廃止の届出</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;">             これらをデータベース化、公表し、地域住民等が事業の進捗や運転状況を確認できる仕組みを設ける           </div>
◎市町村（条例）との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記の報告等は、市町村にも送付</li> <li>○許可申請の審査に当たっては、知事は事前に市町村長の意見を聴取</li> <li>○市町村長からの意見の申し出があった場合は事業者は誠実な対応に努める</li> <li>○市町村条例により、県条例の目的を達成できる場合は、県条例の規定の全部又は一部を適用除外</li> <li>○市町村は、県条例の上乗せも可能（事業者との協定による上乗せもありうる）</li> </ul>
◎その他条例の円滑な運用のための措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村や事業者からの相談への体制整備</li> <li>○基準・マニュアル等の整備</li> <li>○事業情報の提供体制の整備 等</li> </ul> <p>※このほか、既存事業者の取扱いについて検討</p>

# 地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）素案【制度の全体像③】

## 条例全体のフロー



# 地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）の素案 【条例の構成案】

## 1 目的

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する事項を定めることにより、地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和する太陽光発電事業の普及を図ることを目的とする。

## 2 対象施設

発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設

## 3 特定区域での設置

次に掲げる区域（以下「特定区域」という。）においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) **森林の伐採を伴う区域**  
森林法に規定する地域森林計画対象民有林
- (2) **土砂災害が発生し、又は発生するおそれが高い区域**
  - ア 地すべり防止法に規定する地すべり防止区域
  - イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - ウ 長野県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地
- (3) **土砂災害等により、太陽光発電施設が損壊するおそれが高い区域**  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域

## 4 特定区域内での手続等

- (1) **事業基本計画の提出**  
許可を受けようとする者は、事業基本計画を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) **景観を保全するための措置の検討**  
(4)の前に景観に配慮するために、景観の保全についての措置を検討しなければならない。
- (3) **環境保全策の検討（環境配慮区域内の50kW以上の事業）**  
(4)の前に、特に環境配慮が必要な区域において50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、事業区域周辺の環境に及ぼす影響について整理し、環境保全策を検討しなければならない。
- (4) **地域住民等への説明**
  - ア 説明会を開催し、事業基本計画の内容を説明しなければならない。
  - イ 地域住民等から出された意見等については、誠実に対応するよう努めなければならない。
- (5) **許可の申請**  
3の区域内に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。
- (6) **許可基準等**
  - ア 森林の伐採等を伴う区域  
土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれがないこと。等
  - イ 土砂災害等が発生し、又は発生するおそれが高い区域  
土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかなること。
  - ウ 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域  
想定される土砂災害等による施設の損壊等のおそれがないこと又は施設の損壊が生じた場合でも人的・建物等への被害のおそれがないことが明らかであること。
  - エ 太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがあると認める者に該当しないこと。
  - オ 知事は、許可をしたときは、公表するものとする。

- (7) **工事の届出**  
許可を受けた者は、太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- (8) **標識の掲示**  
許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電事業が行われている間は、氏名又は名称等を記載した標識をかかげなければならない。
- (9) **維持管理**
  - ア 許可を受けた者は、太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）が土砂災害等の防止及び自然環境等の保全における支障が生じないよう、安全かつ良好な状態が維持されていること等の基準に従って太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければならない。
  - イ 許可を受けた者は、太陽光発電施設等を維持管理するための計画を公表し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
  - ウ 許可を受けた者は、維持管理の結果を知事に提出しなければならない。
- (10) **廃止の届出**  
許可を受けた者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。
- (11) **許可の取消し**  
不正の手段により許可を受けたときなどは許可を取り消す。

## 5 特定区域外での設置

3の特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

## 6 特定区域外での手続等

特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置する場合にも、4の(1)から(4)まで及び(7)から(10)までの手続等を行う。

## 7 実効性確保

- (1) **報告徴収及び立入検査**  
知事は、必要な限度において報告徴収及び立入検査をすることができる。
- (2) **勧告**  
知事は、4の(9)のイに従った維持管理を行っていないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。等
- (3) **措置命令**  
知事は、(2)の勧告を受けた者が正当な理由なく措置を講じなかったときは、勧告に係る措置を講ずるよう命令をすることができる。
- (4) **違反事実の公表**  
知事は、許可の取消し又は(3)の命令を行ったときは、当該命令を受けた者の氏名等を公表することができる。
- (5) **罰則**  
許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者は、5万円以下の過料に処する。等

## 8 市町村条例との関係

市町村条例によりこの条例の目的が達成されるときは、県条例の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

## 9 施行期日（予定）

令和6年4月1日

## 条例制定の背景

- ・ 条例制定の検討の趣旨について
- ・ 太陽光発電事業のトラブル事例について
- ・ FIT制度の変遷と県内導入件数の状況

## 条例制定の背景（第1回専門委員会資料より再掲）

- 2050ゼロカーボンに向け、再エネの更なる生産拡大が不可欠である中、野立て太陽光発電についても普及を図っていくためには、適正な事業の在り方に関する一定のルールが必要
- 再エネに関する単独条例を制定する市町村は一定数あるものの、規制の内容・レベルは多様であり、また、条例未制定の市町村もある中で、県が広域的なルールを定め、相互に補完していくことが必要。
- 今後、条例を含む法令遵守を前提としたFIT制度を利用しない再エネ導入の拡大が想定され、これらにも対応できる実効性のあるルールが必要。

## 課題と対応の方向性

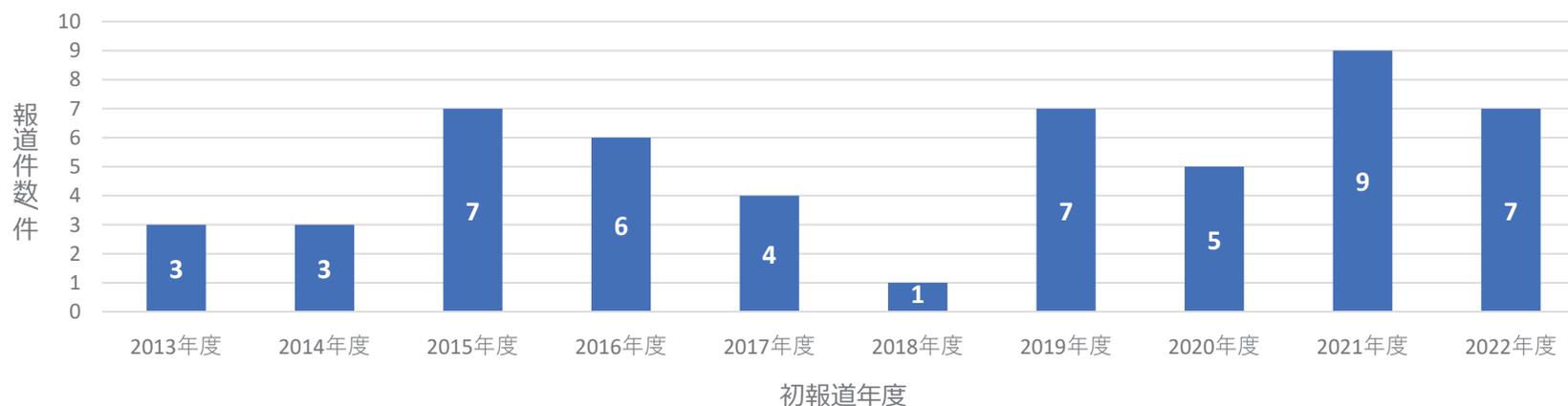
状況	課題	条例に必要な視点
<p>○高い固定価格買取価格や送配電事業者の買取義務などの低い参入障壁により、個人を含む<u>投資的開発案件が増加</u></p> <p>○FIT認定取得後、部材等の価格低減まで事業着手しない、いわゆる<u>未稼働案件の増加（制度改正により失効制度が導入）</u></p> <p>○サプライチェーンによる要請などにより、<u>FIT制度に頼らない、需要家のコミットメント</u>が強いPPA事業等の増加が想定。</p> <p>○ソーラーカーポートでの設置や営農型太陽光発電等の<u>多種多様な形態での設置</u>も想定。</p>	<p>○発電事業の<u>権利が転売され、事業の責任の所在が不明瞭</u>となる場合が多数。</p> <p>○失効制度により、稼働を急ぐ事業者による<u>施工不良</u>や地域との<u>トラブルを抱えたままの強引な稼働</u>も目立つ。</p> <p>○全体的に太陽光発電の適地が減少する中において、ゼロカーボン達成のために<u>開発済用地等への導入の必要性あり</u>。</p>	<p>○適切な推進のために<u>安全であることの確認</u>や、<u>地域との共存、地域との合意形成を進める手続き</u>を求める必要性。</p> <p>○災害等の危険性や環境への影響がある地域から<u>適地への誘導を行う</u>必要性。</p> <p>○今後の新しい形態の太陽光発電について<u>適切に推進を図るため、ルールの構築と導入</u>を行う必要性。</p> <p>○需要家を含めた様々な発電主体が想定されることから、<u>発電施設の責任の所在の明確化</u>の必要性。</p>

- 県内に地上設置型の太陽光発電事業に関する地域とのトラブル・懸念に関する報道件数は、この10年間で52件確認されている。(長野県調べ)
- その事業規模については、大小問わず、内容も様々である。

・対象期間2013年度～2022年度において、太陽光発電事業について住民や市町村などの間でトラブルや懸念の声が報じられているものをカウントした。  
 ・なお、同一案件が複数回報道されている場合は、その報道回数に関わらず1件としている。

## 結果：県内でトラブル等が生じていると報道された太陽光発電施設の件数 **52件**

太陽光発電 トラブル事例報道件数（2013～2022年度）

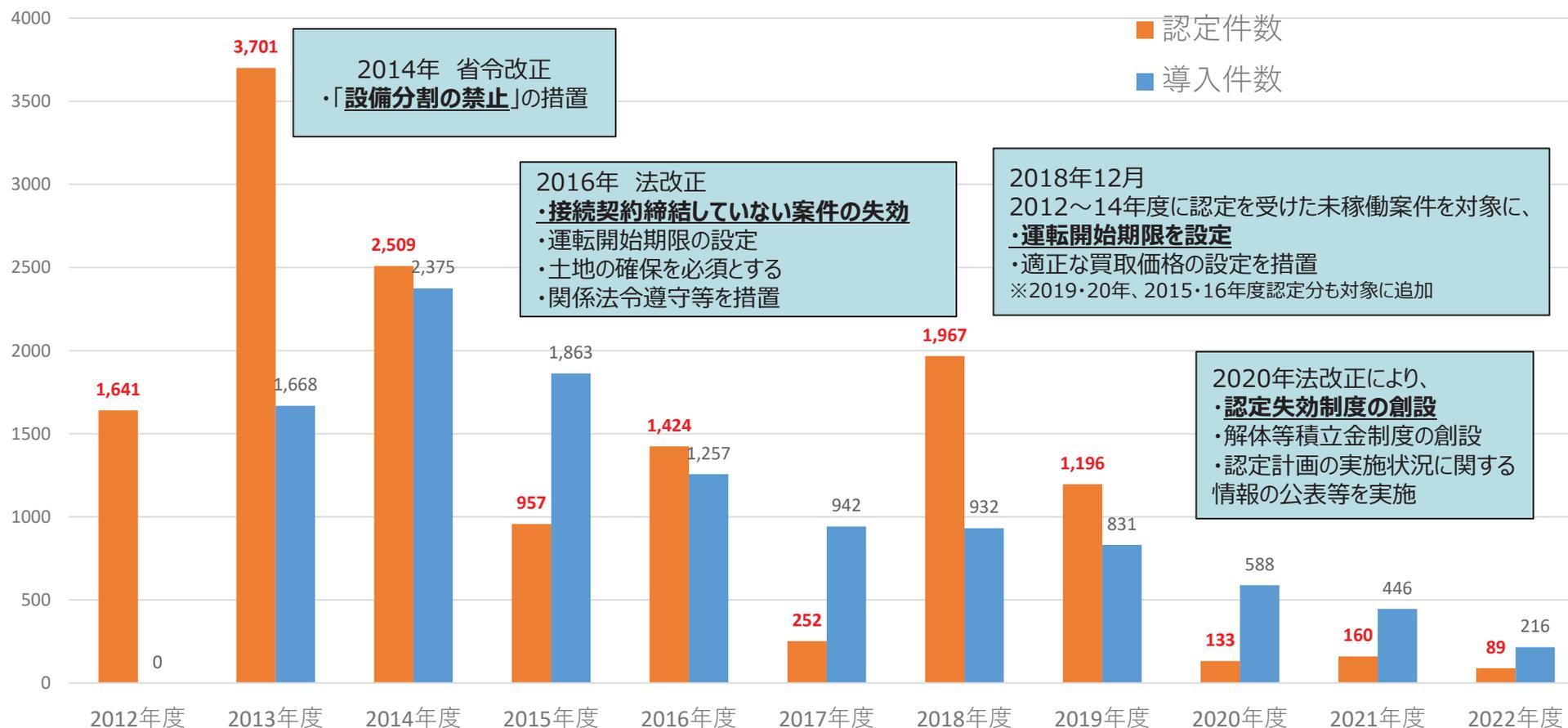


年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
件数	3	3	7	6	4	1	7	5	9	7	52

表：県内年度別地上設置型の太陽光発電トラブル等報道件数

※複数回報道されているものについては、一番古い期日の報道日としてカウントしている。  
 ※既に懸念が解消され稼働しているもの、事業が取りやめになったものも含む。

20kW以上 FIT年度別導入件数状況（R4.3末時点）



一部引用：経産省 R4.4.21 第1回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会資料

・FIT制度創設以降、太陽光発電の導入は大きく増えたが、度重なる制度改正（規律強化）により、導入量は年々減少している。

## 条例制定の趣旨

- ・ 地域と調和した太陽光発電事業の推進について
- ・ 条例の位置づけについて

- 目標達成のためには、2030年度に向けて現状から約60万kW程度の野立て太陽光発電事業の創出が必要
- 本条例による適正な設置のためのルールづくりとその他の太陽光発電普及施策によって、地域と調和し、経済循環に資する太陽光発電の推進を目指す。

## 【数値目標】長野県ゼロカーボン戦略・ロードマップ骨子

再生可能エネルギー生産量		現状 <b>3.0万 TJ</b> (2021年度実績)	+1.1万 TJ 必要 ⇒	2030年度目標 <b>4.1万 TJ</b>
うち <u>ゼロカーボン達成のための野立て太陽光発電の必要量</u>		現状 <b>約102万 kW</b> (2021年度実績) (約2,040 haの事業面積に相当)	+約60万 kW 必要 ⇒	2030年度目標 <b>163万 kW</b> (約3,300 haの事業面積に相当)

## 地域と調和した太陽光発電事業の推進のために必要と考えられる要素

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 【安全】 事業による災害等を助長させることがないこと</li> <li>▶ 【環境保全】 事業は環境への影響が少ないこと</li> <li>▶ 【景観】 事業は地域の景観と調和していること</li> <li>▶ 【合意形成】 地域と十分なコミュニケーションが取れていること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 【地域貢献】 事業が地域にメリットをもたらすこと</li> <li>▶ 【経済循環】 事業が地域の経済循環に資すること</li> <li>▶ 【地域参画】 地域事業者も参画した事業であること</li> <li>▶ 【エネルギー自立】 災害時の活用などできる事業であること</li> </ul> |
|--|---|

### 地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）で対応

- ✓ 災害のおそれのある区域で事業の原則禁止（許可制）
- ✓ 環境保全策の検討
- ✓ 景観への配慮
- ✓ 説明会の義務付け、住民意見の反映

### 太陽光発電普及施策等で対応（検討）

- ✓ 地域メリットを促進区域設定により創出
- ✓ 促進区域へのインセンティブ付与（収益納付型補助金）
- ✓ ガイドライン・マニュアル・ツール等の環境整備
- ✓ エネルギー自立地域創出プロジェクトの推進 等

■ 本条例案「**地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）**」については、「**環境基本条例**」「**脱炭素社会づくり条例**」「**地球温暖化対策条例**」の理念・目的を受けて、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する事項を定めることにより、もって**持続可能な社会・脱炭素社会づくりに寄与すること**。

**環境基本条例** 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

**脱炭素社会づくり条例** この条例は、長野県環境基本条例の基本理念にのっとり、**地球温暖化対策**に関し、県、事業者、県民並びに滞在者及び旅行者の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、令和32年度（2050年度）までに**持続可能な脱炭素社会を実現するための施策の推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。**

**地球温暖化対策条例** この条例は、**持続可能な脱炭素社会づくり**に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の視点から、**持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環型かつ災害に強い強靱な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。**

### 【脱炭素社会づくり条例、地球温暖化対策条例の行動計画】

## 長野県ゼロカーボン戦略～第四次長野県地球温暖化対策防止県民計画～



**地域と調和した太陽光発電事業の推進に向けた条例（仮称）**

- ・太陽光発電事業と土地利用の面で補完  
⇒ 適切な設置のためのルールを定めることで推進に寄与

**太陽光発電普及施策等**

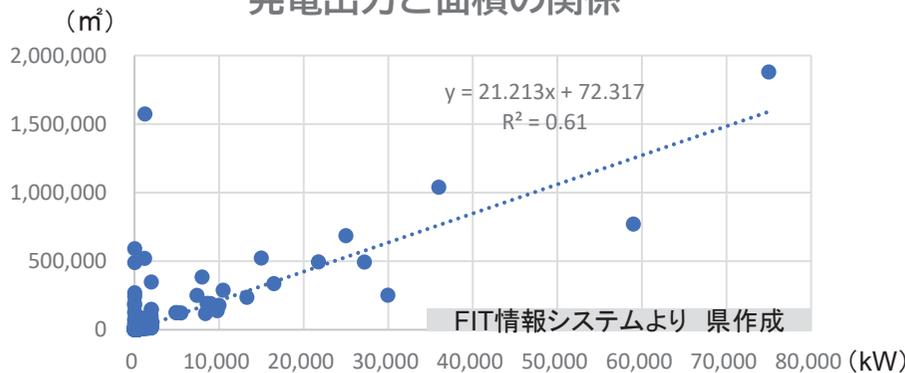
- ・促進区域制度支援
- ・地域貢献事業の支援
- ・その他 支援システムの整備 など

## 対象事業

- ・ **対象事業と除外事業について**
  - ▶ 【参考】 分割案件への対応について

- 条例の**対象事業は10kW以上の太陽光発電事業とする。**
- **環境への影響が少ない屋根設置の事業については本条例の対象外とする。**

発電出力と面積の関係



⇒ **1,000kW (1 MW) 当たり約2ha**の事業面積に相当

・10kW ⇒ 0.02ha ⇒ 200㎡ ・50kW ⇒ 0.1ha ⇒ 1,000㎡

## 【各法令における対象規模の設定】

法令	区分
電気事業法	・10kW～50kWを <b>小規模事業用電気工作物</b> と分類
再エネ特措法 (FIT・FIP制度)	・10kWまでを住宅用の余剰売電を想定し買取価格を分類 ・10kW～50kWを <b>地域活用電源</b> として買取価格を分類 ・50kW以上を <b>競争電源</b> と位置づけ、市場への統合を目指す

## 【アセス法・条例との関係】

県のアセス条例ではゴルフ場、工業団地等と同じ面的開発事業と整理し、面積を対象事業の要件としている。(国よりも早期)

	アセス法		アセス条例	
	第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
太陽電池(光)発電所	出力 4万kW以上	出力 3万kW以上	敷地面積 50ha以上	森林等区域等 敷地面積 20ha以上
(参考)水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万kW以上	出力 1.5万kW以上	—
(参考)風力発電所	出力 5万kW以上	出力 3.75万kW以上	出力 0.5万kW以上	—

・**発電施設の対象は、電気事業法やFIT・FIP制度に準じた取扱いとする必要があるため、発電出力 (kW) とする。**

(例) 50kW以上：高圧区分、10kW以上：事業用

・**課題の生じている太陽光発電施設は規模によらない※ため、条例での対象事業を電気事業法等で事業用区分となる10kW以上とする。**

※第1回専門委員会での議論より

- 太陽光発電施設を、手続きが必要な**対象規模未満へと意図的に分割する懸念**が生じている。
- 本条例において、再エネ特措法や電気事業法等の考え方を参考とし、**意図的に対象規模未満へと分割された案件についての申請・届出は認めない。**

## 【参考】各法令等における分割の考え方

### 再エネ特措法（FIT・FIP制度）

**分割/重複の判断**（2017年7月14日（2023年4月1日改定））再生可能エネルギー推進室再生可能エネルギー発電設備の設置場所について再生可能エネルギー発電設備の設置場所が同種の再生可能エネルギー発電設備の設置場所と接する場合（地権者が同一の一団の土地にある場合を含む）であって、かつ、以下の**いずれかが同一である場合は**、原則として施行規則第5条第1項第2号の「**一の場所**」に設置される分割案件として判断し、**不認定とする。**

#### ①発電事業者

②**登記簿上の地権者**（その土地を所有・処分する権利を有する者をいい、申請日から原則1年以内において同じ者である場合も含む。）

※ただし、10kW以上50kW未満の低圧太陽光発電設備については、大規模設備を意図的に小規模設備に分割している事例が多く存在していることから、このような案件と判断した場合※1は、登記簿上の地権者の確認を原則2014年度まで遡って確認を行い、地権者が同じ場合には分割と判断する。また、同じ地番に設置することは重複に該当するため原則認定はできない。

※1 低圧分割を行わなかった場合に適用される調達価格や保安上の義務から大きく逸脱する申請の場合、登記簿上の地権者の同一性の確認により厳格に行うこととする。

### 電気事業法

#### 電気事業法施行規則における「一の需要場所」に係る規程（電気事業法施行規則第3条第2項）

2 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあつては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。

- 一 略
- 二 **柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内**（ただし、特段の理由がないのに複数の発電等用電気工作物を隣接した構内に設置する場合を除く。） 以下略

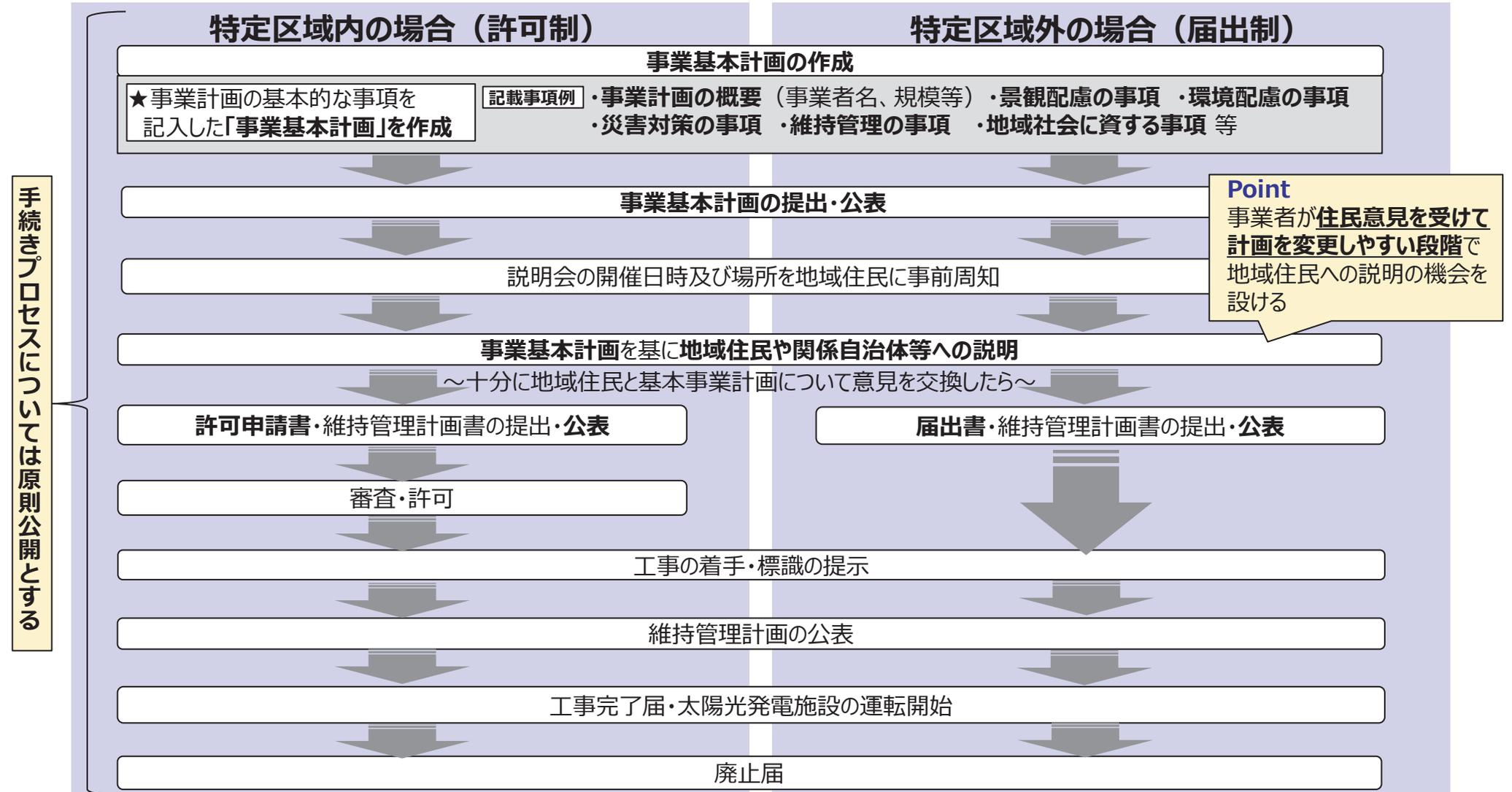
2022年4月1日施行の電気事業法施行規則の改正により、「一の需要場所」の定義について、「ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。」が付け加えられることとなります。これにより、事実上、**同一の事業地における大規模な発電設備を意図的に小規模な発電設備に分割するような「分割案件」は、一般送配電事業者による接続検討や技術検討の際に厳正に審査され、該当する場合には、連系承諾に至らない場合が発生します。**（資源エネルギー庁 発電設備の分割対策に関するQ&Aより）

## 手続き・手法

- ・ 対象事業に応じた手続きの手法について

- 太陽光発電施設の設置は**原則届出制**とし、一定の安全性リスクを伴う**特定区域内事業は許可制**とする。
- 事業計画の申請・届出の前に、事業の基本的事項を記載した、**事業基本計画の作成・提出を義務付け、公表する。**
- 事業基本計画の提出後、許可申請書又は届出書の提出前に**説明会の開催を義務付ける。**

## 【手続のフロー（概要）】



## ① 地域住民等への説明

- ・ 地域住民等への説明について

- 地域住民等が把握しないまま事業が進められることがないよう、**事業者に対して、事業基本計画提出後**、申請書又は届出書の提出の前に、**事業計画の内容について住民等への説明を義務づける。**
- 可能な限り住民等の声に配慮した事業計画となるよう、**地域住民は、事業者に対して事業計画について変更を求めることができる。**
- **求めを受けた事業者は、誠実に対応するよう努めなければならない。**
- **市町村長は、事業者が講じようとする措置について、意見を述べるることができる。**

項目	内容
目的	地域住民等が事業計画段階で適切に情報を把握し、また、地域住民等が意見を申し出て、事業者がそれに応えるための一定の手続きを設けることで、地域に調和した事業となることを目指す
時期	申請書又は届出書の提出前（事業着手前の一定の期間を確保） ※FIT認定の申請など、法律等で定める手続きとの関係も今後整理
説明内容	事業計画、環境・景観保全の内容、維持管理の方法、ほか住民等の求める情報 等
対象者	・事業区域が属する区域や事業区域に隣接する区域（自治会等の区域など）に居住する住民 等 ・事業区域が所在する市町村、事業区域に隣接する区域が所在する市町村
実施方法	原則として会場に対象者を集めて開催
説明記録	説明会の開催概要や説明内容、質疑応答等について、許可申請書や届出書に添付
責務	住 民： 事業計画の変更の求めに当たっては、理由を添えて申し出 事業者： 住民等の理解が得られるよう、誠実に対応することに努める （要望に応えられない場合は理由を提示するなど）

## ② 安全確保措置

- ・ 特定区域内での設置について
- ・ 斜度30度以上の箇所への設置について
- ・ その他災害を助長するおそれがある場合の対応

- 以下の5つの区域を「**特定区域**」とし、**太陽光発電施設の設置を原則禁止**とする。
- 現行の個別法令での対応を原則としつつ、**災害のリスクがある事業及び山林開発型事業への対応のため、各法令の技術基準を参考にしながら許可制によってその安全性等を担保**することとする。

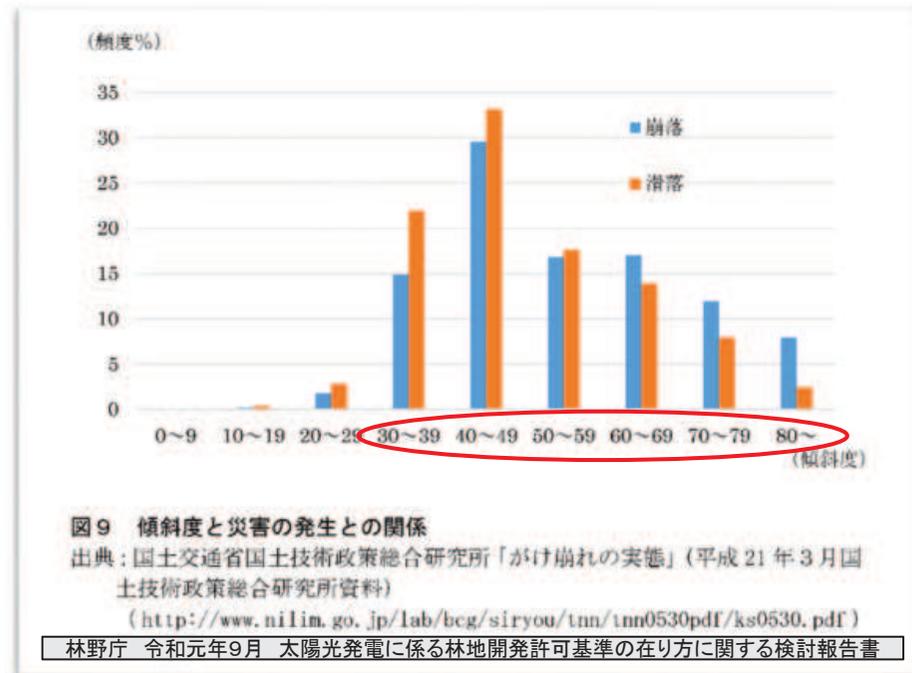
特定区域	現状の対応	県条例における対応方針
<b>地域森林計画対象森林</b> (森林法)	・0.5ha未満の開発について <b>事前届出(伐採届)</b> が必要 ・0.5ha以上の開発について森林法に基づく許可基準に従い、 <b>林地開発許可</b> が必要	各法令の技術基準やガイドライン等を参考に、 <b>土砂災害等の発生</b> の助長や <b>太陽光発電施設の損壊のおそれがないよう許可基準を整備</b> する。  <b>【参考とする技術基準、ガイドラインの例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地開発許可の基準</li> <li>・砂防三法許可の基準</li> <li>・建築基準法・長野県建築基準条例</li> <li>・電気事業法発電用太陽電池発電に関する技術基準</li> <li>・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン (NEDO) 等</li> </ul>
<b>砂防指定地</b> (砂防法)		
<b>地すべり防止区域</b> (地すべり等防止法)	・区域内で開発をする場合には左記の法令における許可基準に従い、許可が必要	
<b>急傾斜地崩壊危険区域</b> (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)		
<b>土砂災害特別警戒区域</b> (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	・許可等不要 (太陽光発電施設は建築基準法における建築物に該当しないため)	
<b>上記全ての区域</b>	・電気事業法に基づく <b>技術基準に適合した発電設備の構造にしなければならない</b> 。(規模に応じて届出が必要)	

- **斜度30度以上の箇所においては、災害を助長しないよう、安全性を満たさない施設については設置を禁止とする。**
- **斜度30度未満の場合についても災害を助長するおそれがある場合は、必要に応じて発電施設を設置しないことを求める。**

## 【斜度30度箇所の法令等での取扱い】

法令	取扱い
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域として、 <b>傾斜度が30度以上の高さ5m以上の土地のうち</b> 、がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生じるおそれのあるものを指定。この区域内では <b>太陽光発電設備を含む工作物の新築が制限される。</b>
土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)	土砂災害特別警戒区域として、 <b>傾斜度が30度以上の高さが5m以上の土地のうち</b> 、がけ崩れにより、人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域、又は今後新規の住宅立地が見込まれる区域などを指定。 <b>太陽光発電に関する規制はなし。</b>
森林法 (林地開発許可基準)	林地開発許可の基準として <b>傾斜度30度以上の場合</b> に擁壁又は排水施設等の <b>防災施設を確実に設置</b> することを求めている。

## 【傾斜度と災害の発生との関係】



## 特定区域内の斜度30度以上の箇所で実施する事業

- ・災害を助長しないよう**安全性を満たさない施設については設置を禁止する。**  
⇒【許可制】とし、各法令での取扱いを参考に許可基準を整理

## それ以外の災害を助長するおそれのある事業

- ・斜度30度以上の箇所については**発電施設を設置しないことを求める。**
- ・斜度30度未満の箇所においても、**災害を助長するおそれがある場合は、発電施設を設置しないことを求める。**

# その他災害を助長するおそれがある場合の対応

- 特定区域外や斜度30度未満の箇所においても、**災害を助長するおそれ及び地域住民に災害の不安がある場合が想定**される。
- 特定区域以外の**防災関係箇所への設置や地域住民からの不安等を確認**した場合には、専門家への意見を聴取などを行い、**必要に応じて安全確保措置の実施の命令を行うことができる**こととする。

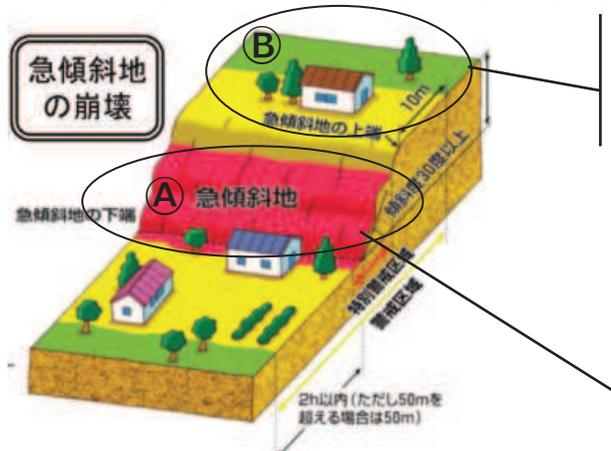
## その他災害を助長するおそれがあると想定される例

※なお、いずれの区域も法令等による太陽光発電施設の設置に関する規制はないことから、本条例の特定区域（許可制）に含めることはしない。

### ● 特定区域以外の防災関係箇所への設置

区域名	内容	
<b>土砂災害警戒区域</b> (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域	
<b>山地災害危険地</b> (S53. 7. 17付け林野庁長官通達)	<b>山腹崩壊危険地区</b>	山腹崩壊（落石を含む）が発生し直接的に保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区
	<b>崩壊土砂流出危険地区</b>	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂または火山噴火物が土石流となって流下し、保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区
	<b>地すべり危険地区</b>	地すべりによって保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区

### ● 特定区域等への影響が想定される場所への設置など



② この区域については、特定区域に該当しないが、当区域に設置することで、**崖下への雨水流出量の増加などにより、災害の助長が無いとは言い切れない。**

なお、このような状況は**一定の基準による判断が困難**であり、地域特性・状況により異なるので、本条例においては、懸念が生じた場合には、専門家の意見を聴取するなどを行い、必要に応じて**適切な安全確保措置が実施できるよう規定する。**

① この区域については、土砂災害特別警戒区域に該当することから、条例における特定区域であり許可制によって安全確保を担保する。

### **③ 環境・景観の保全**

- ・ 環境保全策の検討（配慮区域内での50kW以上の事業）
- ・ 景観を保全するための措置の検討について

- 事業者は、特に環境配慮が必要な区域（環境配慮区域）内で50kW以上の事業を行う場合は、事前に環境保全策について検討を行い、その結果を公表、地域住民に説明する。
- 地域住民の意見を受けて、必要に応じて環境保全策を見直し、県に申請書等を提出。

## ◇対象とする区域

・環境配慮区域は、次のような区域を想定



- ▶ 水道水源保全地区 ▶ 水資源保全地域 ▶ 国立公園、国定公園、県立自然公園 ▶ 自然環境保全地域
- ▶ 鳥獣保護区 ▶ 希少野生動植物生息地保護区 ▶ 郷土環境保全地域 ▶ 国有林、地域森林計画対象森林

## ◇検討対象項目は事業内容に応じて選定 ※

・検討の対象項目は、事業計画や事業予定地及びその周辺の状況に応じて選定



- 案：水道水源保全地区内、水資源保全地区内で事業を行う場合 ⇒ 水環境を選定
- 自然環境保全地域内で事業を行う場合 ⇒ 動植物を選定

## ◇事業による影響を踏まえて、環境保全策を検討 ※

- ・文献収集や聞き取り等により対象項目ごとに影響を想定
- ・事業による影響を回避・低減する必要がある場合は、併せて環境保全策を検討（事業者の負担を考慮し、実行可能な範囲で環境保全策を検討する）



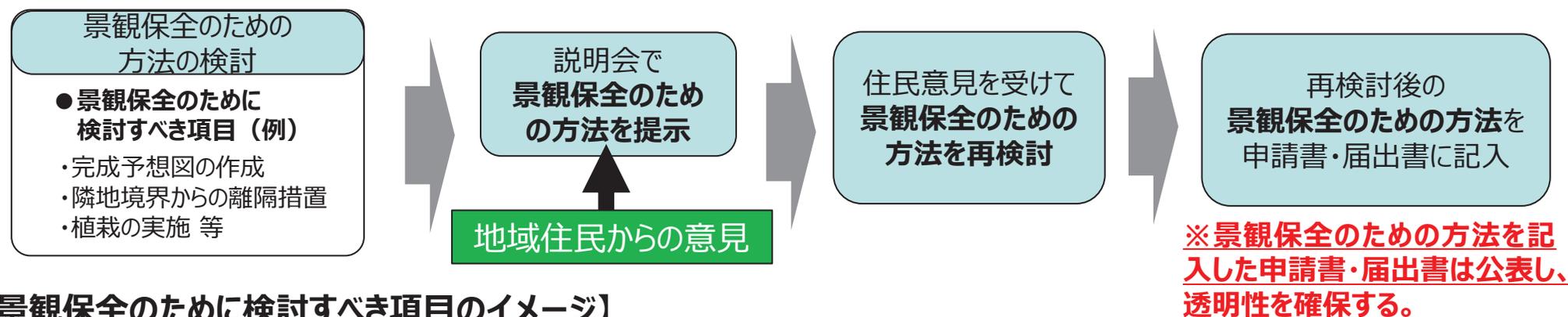
## ◇周辺住民の意見を反映

- ・事業者は、環境保全策の内容を**事業基本計画**に記載し、周辺住民に説明  
⇒ 周辺住民の意見を受けて、事業計画や環境保全策を見直し、提出

※ 対象項目の考え方や検討の手法については、ガイドラインなどで示す

- 事業者が、景観保全のための措置について検討することを義務付け。
  - 事業者は、説明会において景観保全のために検討すべき項目について、地域住民に対して対応方法を提示。
  - 地域住民は、事業者に対して景観保全のための意見を述べることができる。
  - 事業者は当該項目に該当する意見について、方法の再検討を含め、誠実に対応するよう努めなければならない。
- ※ 長野県景観条例の基準等を参考に、事業者が検討すべき景観保全の項目を整理

## 【景観保全のためのプロセス】



## 【景観保全のために検討すべき項目のイメージ】

長野県景観条例における基準や設置にあたっての配慮事項を参考に（整合性を確保）検討すべき項目を整理

項目		検討すべき景観保全のための項目（例） （長野県景観条例 太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項より）
太陽電池 モジュール	全体	・公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、 <u>必要に応じて完成予想図の作成（シミュレーション）等の実施</u> 。
	配置	・ <u>敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退する</u> 。
付帯設備		・ <u>電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める</u> 。
その他		・施設の規模が大きく <u>主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する</u> 。

## ④ 法令遵守

- ・ 法令遵守について

## ■ 関係法令のほか県条例・市町村条例に一定の違反が認められる事業者について、欠格要件といった形で一定の期間、事業を許可しない手法の導入について検討

- ・ 再生可能エネルギー事業に関する法令、
- ・ 県と趣旨・目的を同じくする市町村条例
- ・ 新たに導入する今回の県の条例

◇ 欠格要件の趣旨は、申請者の適性について、例規に従い適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化し排除すること。再生可能エネルギー事業に関する法令や、県条例と趣旨・目的を同じくする市町村条例の規定に違反して刑事罰に処せられた者や処分を受けた者については、県条例に従って適正な太陽光発電施設の設置を期待することは困難

◇ なお、他法令や他県条例を勘案すると、違反してから2年を超えた期間を欠格とするのは比例原則に反する恐れ。

⇒ 関係法令や、県条例と趣旨・目的を同じくする市町村条例の規定に違反してから一定の期間（例えば2年間）は欠格事由に該当する事業者として、申請を不許可とするといった方法を検討。

（※届出の扱いについては引き続き検討）

## ■ 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 第13条（許可の基準等）

第8条 土砂等の盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。

知事は、第8条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。  
オ 土砂等の盛土等の施工に関し不正な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの

## ■ 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則

### 第7条（不正な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由があるもの）

条例第13条第1号のオの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）森林法、地すべり等防止法、宅地造成等規制法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、長野県砂防指定地管理条例、この条例又は市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたもの。

（2）略

（3）県の区域において、条例第8条の許可の申請前3年間に次に掲げる処分を受けた者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ア ～キ 略

ク 市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に基づく処分

## ⑤ 維持管理、廃棄等

- ・ 維持管理・廃棄等について

- 災害の発生を防止し、周辺環境の保全に支障が生じぬよう太陽光発電事業を長期間、安定的に運営するためには、**施設等について常時安全かつ良好な状態を維持することが必要。**

このため、**県が定める維持管理基準に従い適切な維持管理を義務づける。**

(既存事業者も対象とするかは執行体制も含め要検討)

- **事業終了に伴い撤去する太陽光パネル等についてのリユース・リサイクルや廃棄処分行うことを求める。**

項目	イメージ
維持管理基準の設定	県は、太陽光発電施設等の適正な維持管理を実施するための基準を設定
維持管理計画の作成	事業者は、基準に従い維持管理計画を作成
維持管理計画の公表	事業者は、作成した維持管理計画を公表（例えばインターネット利用による方法）
事故等発生時の対応及び報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、維持管理計画に従い実施した維持管理の結果を記録・一定期間保存</li> <li>・事業者は、事故等が生じたときは対応措置を県に速やかに報告</li> </ul>
リユース・廃棄処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、使用した土地について安全対策、原状回復等を実施</li> <li>・発電施設の撤去は国が定める指針に基づき適切に処分</li> </ul>

## ⑥ 実効性の確保

- ・ 手続、罰則等
- ・ 事業の透明性の確保

# 手続、罰則等

- 事業者に課す条例上の義務については、**勧告、命令、事業者名の公表、罰則によってその実効性を担保する。**
  - ◇ 他県の条例においても**罰則（＝過料）を設けているのが通例。**

太陽光発電施設の設置には、関係法令の遵守が必要。違反した場合の刑事罰は関係法令で設けられている。
  - ◇ **事業者名の公表**による企業イメージの悪化を恐れて義務の履行が期待される。（実際に倒産の事例もあり）
- 太陽光発電施設を扱った他県の先行事例やその他の法令の状況を勘案して、**罰則は5万円以下の過料とする。**

	罰則の内容	違反対象者	摘要
山梨県	5万円以下の 過料	①設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者等 ②設置届出又は届出内容の変更をしないで太陽光発電施設を設置した者 ③報告、資料の提出に応じない者等 ④立入検査に応じない者等 ⑤発電出力10kW以上の既存施設に係る変更許可を受けないで設置した者等 ⑥発電出力10kW以上の既存施設に係る設置届出又は届出内容の変更をしないで設置した者等	
宮城県		①、②又は④ ⑦事業計画の届出をしないで、又は虚偽の届出をして太陽光発電施設を設置した者	
奈良県		① ⑧大規模太陽光発電施設の設置、設置規制区域の設置若しくは変更許可を受けないで設置した者に対する勧告→勧告に従わない命令違反 ⑨許可取消しされたけど工事を中止しないなど勧告→命令違反 ⑩不正により許可を受けた者	
兵庫県		⑦ ⑪工事完了後に太陽光発電施設を増設しようとする場合の届出又は変更届をしていない者、虚偽の届出をした者 ⑫説明会記録に虚偽記載をして提出した者	風力発電施設も対象

※和歌山県、岡山県及び山形県については、罰則規定なし。

- 太陽光発電施設の設置にあたっては、どこで誰が事業を行い、現在どのような状況であるのかの**透明性の確保が重要**
- 県内の**太陽光発電の事業計画や事業進捗状況が分かるデータベース、GIS等などの作成やこれまでのデータベースと合わせて公表する仕組みなど**を検討する。

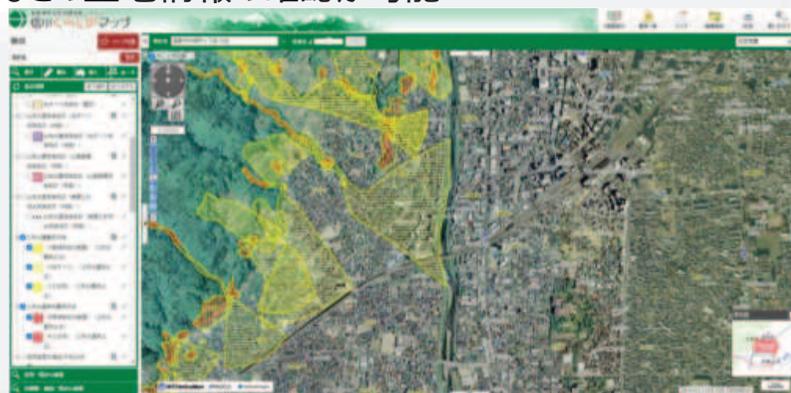
## 【参考】信州の屋根ソーラーポテンシャルマップ

・建物の屋根ごとに、年間の日射量を計算して、太陽光発電や太陽熱利用の適合度をWEB上で表示するシステム



## 【参考】信州くらしのマップ

・長野県統合型地理情報システムであり、各種法令等の区域などの土地情報の確認が可能



R5.5.30 経済産業省 第8回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 資料

## （参考）環境アセスメントデータベース（EADAS）

- ・ EADASをプラットフォームとして、新たに山地災害危険地区、保安林（民有林）等の情報の新規整備や更新を行い、**地域の自然的社会的状況に関する情報の充実**を行った。
- ・ EADASと再エネ特措法認定システムとの**テスト連携**を行った。現在、当該システムにおいてEADASから得た地理情報の公開に向けて準備中。今後、**再エネ特措法の申請時などにも使えるように連携強化**を行っていく。



## 【資料記載抜粋】

・EADASと再エネ特措法認定システムとのテスト連携を行った。また自治体連携システムでのEADASから得た地理情報の公開を行った。

・今後、公開する**地図情報の更なる追加**を行うことや、**既認定事業の設置場所と地図情報の重ね合わせによって、危険箇所等に設置されている事業の抽出を機械的**に行い、**既認定事業の設置場所の安全性等について分析**できる環境を整備する。

⇒ **なお、国の取組みも引き続き注視していく**

## 市町村（条例）との関係

- ・ 市町村との役割分担について
- ・ 県条例と市町村条例との関係について
- ・ 市町村への技術的助言について

# 市町村との役割分担について

- 地域に調和した太陽光発電事業を推進するためには、**地域を熟知した市町村との連携が必要**。
- もっぱら売電目的の事業や、安全基準や環境保全の審査を要する**技術的・専門性の高い事業については県が**、自家消費目的の事業や**小規模事業については市町村が、それぞれ事務を処理**。（事務処理特例条例で委任）
- ◇ **特定区域内における事業又は50kW以上の事業 ⇒ 県**
- ◇ **50kW未満かつ特定区域外で実施する事業 ⇒ 市町村**

※50kW未満：FIT制度上、地域活用要件があることに加え、自家消費目的が多数。  
電気事業法においても低圧案件として区分。

## 【参考】長野県内のFIT認定件数

2023.3末時点現在 FIT事業計画認定情報公表用ウェブサイトより 県作成

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
20kW以上～ 50kW未満	1,338	3,360	2,276	879	1,311	227	1,848	1,114	89	99	50	12,591
50kW以上～ 500kW未満	214	244	168	60	85	17	84	79	41	60	33	1,085
500kW以上～ 1,000kW未満	46	48	29	7	15	2	17	0	2	0	3	169
1,000kW以上～ 2,000kW未満	37	39	33	11	11	6	18	3	1	1	3	163
2,000kW以上	6	10	3	0	2	0	0	0	0	0	0	21
合計	1,641	3,701	2,509	957	1,424	252	1,967	1,196	133	160	89	※ 14,029

うち稼働数は11,118

- **県条例と趣旨・目的を同じくする市町村条例の規定については、県条例の適用を除外する又は一部除外することができる規定を設ける。**
    - ◇ 県条例と市町村条例の規定の**趣旨・目的が重複する場合、住民に二重の負担**を強いることになる。
    - ◇ 県条例は全県を対象とするものである一方、各市町村が地域的な特性を勘案し、県条例と趣旨・目的を同じくする条例を制定している場合には、**市町村条例の方がより地域の事情に即した内容**であると考えられる。
- ⇒ **適用除外規定を設けても、県条例の目的を達成できる場合には、県条例の規定を適用しない取扱いとする。**

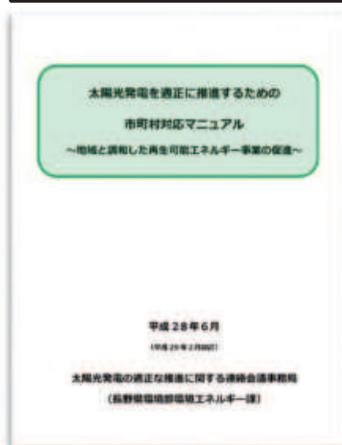
## 【参考】他県の状況

山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
知事が、市町村が実施した県条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、市町村の区域においてこの条例の全部又は一部の規定を適用しないことができる。	市町村の条例の規定による手続等により、この条例の規定による手続等と同等以上の効果がある期待できるときは、市町村の区域の全部又は一部の区域における手続等については、この条例を適用しない。	県条例の規定による許可、届出その他の手続等と同等以上の効果が期待できる内容を規定する条例を有するときは、この条例を適用しない。	なし。	地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保するための措置の適切な実施が確保されるときは、条例の一部の規定を適用しない。	太陽光発電施設等の設置に係る届出等に関して必要な事項を定め、良好な環境及び安全な住民生活を確保することを目的とする条例を制定している市町村の区域におけるこの条例の規定は適用しない。	知事は、市町村条例による施策等により県条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、この条例の全部又は一部の規定を適用しないことができる。

- 本条例においては、**市町村が**地域状況の把握などの観点から**重要な役割を担う。**
- 一方で、防災、景観その他事項についての**技術的視点が必要**であることから、**県による技術的助言として、市町村向けのガイドライン等の作成を検討する。**

## 現在の取組み

### 太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル ～地域と調和した再生可能エネルギー事業の促進



#### マニュアル策定の背景（一部抜粋）

平成28年6月公表（平成29年2月一部改正）

太陽光発電については、全体の98.7%を占め、県内の再生可能エネルギーの推進を牽引している一方、**地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しています。**

市町村及び県では、これまで地域が取組む再生可能エネルギー事業に対して各種支援を実施してきましたが、再生可能エネルギーであっても、**自然環境に大きな負荷を与えるものであったり、防災上懸念を生じさせるものであってはなりません。また開発事業者が市町村や地域に対して丁寧に説明を行い、地域住民の理解の下に事業を進めることが重要です。**

#### 市町村マニュアルの内容

- ・地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例モデル（案）
- ・太陽光発電事業に関する協定書（案）
- ・対応フローチャート ・独自の収集方法とその後の対応
- ・チェックリスト
  - ◆長野県景観条例の適用基準
  - ◆太陽光発電設備の景観面におけるチェックリスト
  - ◆景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて
  - ◆地域との合意形成における留意事項
  - ◆流域開発に伴う防災調整地等技術基準
  - ◆土砂災害に関する確認事項
  - ◆伐採届による森林の開発（1haを超えない森林の開発）に関するフローチャート
  - ◆長野県自然環境保全条例取扱要領における大規模開発行為の具体的基準

・現在の「市町村対応マニュアル」を参考としながら、市町村向け技術的資料の作成を検討する。

「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例案（仮称）」素案 説明会

## 【参考資料】



- 促進区域内認定事業については、地域との合意形成に関して、その手続きにより担保ができないため、**対象事業から除外としない方向で検討する。****なお、本条例における促進区域制度との連携は引き続き検討する。**
- 一方で、地域と調和し、地域経済循環にも資する太陽光発電事業の推進のために、**市町村が促進区域を適切に設定できるよう、支援に努める。**

## 促進区域制度について

- 地球温暖化対策推進法の改正（令和4年4月1日施行）により、**市町村**に対し、**実行計画**において、**再エネ利用促進等の施策や実施目標**と共に、**地域脱炭素化促進事業**\*の対象区域である「**促進区域**」の設定を**努力義務化**

※再エネ施設の整備と脱炭素化のための取組を一体的に行う事業で、地域の環境保全や経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの

※市町村は、事業者からの申請を受け、事業の内容が市町村の実行計画等に適合する場合に認定（許認可のワンストップ化等の特例対象となる）

### 促進区域設定のメリット

#### 地域環境・地域資源の保全

- ▶ 環境・景観・防災等に配慮した立地を誘導  
市町村は「**地域の環境保全のための取組み**」を  
求めることができる。

#### 再エネの地域貢献

- ▶ 事業者に地域貢献を求めることが可能  
市町村は「**地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**」を  
求めることができる。

#### 地元関係者との合意形成

- ▶ 区域設定時から合意形成の取組を促進  
**地方公共団体実行計画協議会**が組織され  
ている場合には**協議会へ協議する。**

### ※促進区域制度が定められる地球温暖化対策推進法において

- ・地方公共団体は、地域公共団体実行計画を策定しようとするとき（促進区域の設定の含む）は、**あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする**（第21条第10項）とされている。

一方で、**その意見を反映するための方法などについて、具体的な取り決めはなく**、市町村の判断により促進区域の設定や事業認定ができてしまうことから、**促進区域であることをもって地域の合意形成が担保されていると言い切ることができない。**

## 促進区域設定支援（県によるインセンティブ付与）

### ● 促進区域内太陽光発電事業への財政支援（再生可能エネルギー普及総合支援事業）

#### 《概要》

促進区域内で市町村の認定を受けて行う太陽光発電事業に対して収益納付型補助金により設備導入を支援（補助率4/10）

## ■ 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域

市町村は以下の区域を含む区域を促進区域に設定することはできない

水源

- ・水道水源保全地区（長野県水環境保全条例）
- ・水資源保全地域（長野県豊かな水資源の保全に関する条例）

防災

- ・砂防指定地（砂防法）
- ・地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- ・山地災害危険地区（林野長官通達）
- ・土砂災害危険箇所（国土交通省通達）
- ・河川区域（河川法）

農地

- ・農用地区域内農地（農業振興地域の整備に関する法律）
- ・甲種農地、第1種農地（農地法）

自然  
地

- ・自然環境保全地域 特別地区（長野県自然環境保全条例）
- ・第1種、第2種、第3種特別地域（自然公園法・長野県立自然公園条例）
- ・県指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法）
- ・希少野生動植物生息地保護区（長野県希少野生動植物保護条例）

森  
林

- ・保安林、地域森林計画対象森林（森林法）
- ・森林整備保全重点地域（長野県ふるさと森林づくり条例）

景  
観  
・  
文  
化  
財

- ・風致地区（都市計画法）
- ・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域（歴史まちづくり法）
- ・伝統的建造物群保存地区（文化財保護法）

そ  
の  
他

- ・太陽光発電設備の設置が禁止されている区域（法律、法律に基づく命令（告示含む）、条例又は地方公共団体の執行上の規則（規程を含む））

※上記の他、国の省令により、自然環境保全地域や特別保護区等は除外。

※上記の区域の他、「配慮が必要な区域」を設定。

## ■ 考慮すべき事項に関する基準

市町村は、基準の基本的な考え方に従い、促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業の認定等に当たり、次の事項への考慮が必要

- ・斜度30度以上の斜面には、発電設備※を設置しないこと。 ※送配電設備（送電線、電柱等）は除く。
- ・騒音、反射光、景観への影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から発電設備※を概ね5m以上離隔及び植栽等を施すこと。

※上記の他、事業に応じて、騒音や水の濁り等に関する個別の考慮すべき事項を設定